

昭和二十七年法律第二百一号
　　外国軍用艦船等に関する検疫法特例

(適用)

第一条 外国の軍用艦船又は軍用航空機の検疫について、この法律による外、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「軍用艦船」又は「軍用航空機」とは、外国の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検疫を行ふ港又は飛行場)

第三条 検疫は、検疫港以外の港及び検疫飛行場以外の飛行場においても行う。

(検疫信号)

第四条 検疫法第九条前段に規定する検疫信号は、当該軍用艦船が最初に国内の港に入った時から掲げるものとする。

(検疫の開始)

第五条 検疫所長は、国内の港に入った軍用艦船又は国内の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）から、検疫を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検疫を開始しなければならない。但し、日没後に入った軍用艦船については、日出まで検疫を開始しないことができる。

(協議)

第六条 検疫所長は、検疫法第十三条及び第十四条に規定する措置（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用（艦内隔離）

第七条 検疫法第十四条第一項第一号に規定する隔離（同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）は、当該軍用艦船に検疫感染症の患者を収容する施設があるときは、その施設に収容して行うことができる。（適用又は準用しない規定）

第八条 軍用艦船又は軍用航空機の検疫については、検疫法第四条第六条、第八条、第十二条、第十三条の三、第十九条第三項、第二项、第二十五条、第二十七条、第二十九条、第三十四条の二第三項（同法第十三条の二第三項に規定する事務の実施に係

る部分に限る。）、第三十六条第一号、第三十七条第一号及び第三十八条第一号の規定は、適用せず、かつ、同法第三十四条第一項の規定に基づく政令でこれらの規定が検疫感染症以外の感染について準用される場合においても、これを準用しない。

附則 第四十二条の規定 公布の日を準用しない。

1　　この法律は、公布の日から施行する。

附則 第二条（昭和三一年四月一日法律第六号）抄

1　　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 第一条（平成一〇年一〇月二日法律第一五号）抄

1　　この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附則 第二条（平成一五年一〇月一六日法律第一四五号）抄

1　　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第二条（平成二年一二月九日法律第七五号）抄

1　　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 第二条（平成一〇年一〇月二日法律第一一五号）抄

1　　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日を準用しない。

二　　第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十五条の三、第四十四条の三及び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十八条第一号の改正規定（事務）の下に「第十五条の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。」を加える部分に限る。、感染症法第六十四条第一項の改正規定（第四十四条の三第七項）を「第四十四条の三第八項」に改める部分に限る。）、感染症法第六十五条の二の改正規定（（第十五条の二項及び第七項）を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで、」に改める部分に限る。）、感染症法第七十三条第二項の改正規定（第十五条の三第二項）の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を、「提供等」の下に「第四十四条の三第六項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十条の二第二項における準用される場合を含む。）の規定による市町村長の協力」を加える部分に限る。）並びに感染症法第七十七条第三号の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第十九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の項の改正規定（（第二項及び第七項）を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで、」に改める部分に限る。）並びに附則第二十五条、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十三条の四第十一項の改正規定（（第二項及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四号に掲げる改正規定を除く。）は、政令で定める。（政令への委任）

四十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。